

区は、区民等や事業者の皆さんの 暴力団排除活動を支援します

1 暴力団排除活動支援アドバイザー派遣制度

区民等や事業者の皆さんからの暴力団に関する相談に対して、区が暴力団対策に精通した弁護士をアドバイザーとして派遣します。アドバイザーは、法的な助言を行うなど、区民等や事業者の皆さんの暴力団排除活動を支援します。

内 容 暴力団対策に精通した弁護士による助言・指導等

2 暴力団排除活動に係る物品貸与制度

区民等や事業者の皆さんが自主的に行う「暴力団排除キャンペーン」や「団結式」などの暴力団排除活動に対し、必要な物品を貸与します。

貸与物品 横断幕、のぼり旗、パトロールベスト等

暴力団等に関する相談窓口

港区暴力団排除条例 暴力団排除活動の支援について

港区防災課生活安全推進担当

TEL 03-3578-2271

平日 午前8時30分～午後5時

(公財)暴力団追放運動推進都民センター

フリーダイヤル

TEL 0120-893-240

平日 午前9時～午後5時

お近くの警察署 組織犯罪対策課

愛宕警察署 TEL03-3437-0110 麻布警察署 TEL03-3479-0110

三田警察署 TEL03-3454-0110 赤坂警察署 TEL03-3475-0110

高輪警察署 TEL03-3440-0110 東京湾岸警察署 TEL03-3570-0110

社会全体で 暴力団追放!

平成26年4月1日
港区暴力団排除条例施行

港区は、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携をより一層深め、社会全体で暴力団排除活動を推進するため、港区暴力団排除条例を制定しました。
4つの基本理念に基づいて、暴力団排除活動に取り組みましょう。



基本理念

暴力団と
交際しない

暴力団を
恐れない

暴力団に
資金を
提供しない

暴力団を
利用しない